

# 集団回収のご案内

～みんなでリサイクル～



北区リサイクラー事業協同組合  
北区上中里1-41-10

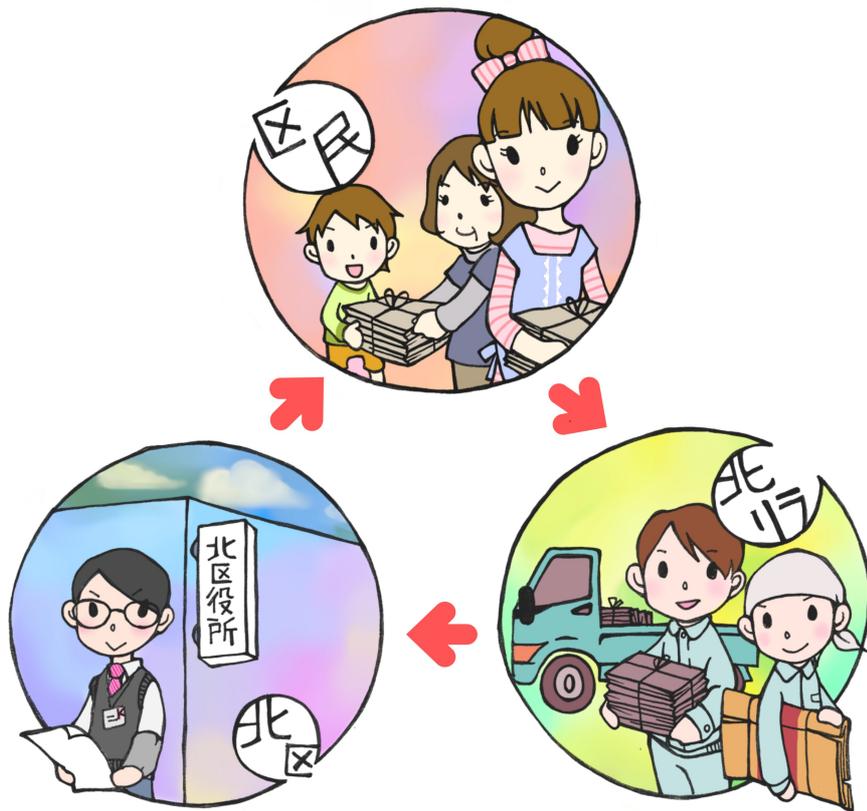
☎ 03-3910-1290

# 集団回収とは

北区は、町会・自治会・マンションの管理組合・PTAなど任意の団体が家庭から出る古紙などを集め、自ら契約した回収業者に引き渡す自主的な資源回収活動を支援しています。

回収は、登録団体と登録業者の契約に基づき、回収する品目や日時など地域の実状に応じ実施することができます。

北区では、集団回収団体として登録された団体に対して、資源の回収量に応じた報奨金（1kg当たり6円）などを支給しています。



## 集団回収のメリット

- ✿ 団体に支給される報奨金を活用することにより、地域コミュニティー・地域経済の活性化を図ることができます。
- ✿ 分別が徹底され、良質な資源となり、ごみの減量化につながります。
- ✿ 清掃事務所が実施している資源回収よりも集団回収を行う方が、区の財政負担が少なくなります。
- ✿ 現状、清掃事務所が実施している資源回収よりも集団回収を行う方が、資源持ち去り防止対策にも一定の効果を発揮しています。

# 集団回収のはじめかた

① 町会・自治会・PTA・マンションの管理組合など、ご近所で10世帯以上のグループを作ります。

② 回収業者(当組合など)と打合せをし、次のことを決めて契約します。

- (1) 団体名
- (2) 代表者
- (3) 回収品目 (新聞・雑誌・段ボール・古布)
- (4) 回収日 (区の回収日と重ならないようにしてください)
- (5) 排出場所
- (6) 回収業者 (ぜひ当組合をご利用ください)



③ 集団回収団体登録の手続きを、北区役所リサイクル清掃課で行って下さい。

## 申請に必要なもの

(1) 集団回収実践団体登録申請書

※代表者の押印が必要です。(記載例は別紙参照)

※申請書は清掃課ごみ減量係、各清掃事務所、区民課・各事務所地域サービス係にあります。また、区のホームページからもダウンロードできます。

(2) 通帳の写し (団体名・肩書・代表者名が記載されている通帳の表紙と、口座名がフリガナで明記されているページの2カ所の写し)



※代表者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要となります。

④ 各登録団体はそれぞれの方法で資源回収を実施します。実施後、毎月実績報告書と計量証明書を北区役所リサイクル清掃課に提出して下さい。  
→**当組合で代行いたします。**

⑤ 提出された実績報告書と計量証明書にもとづき報奨金(1kg当たり6円)が集団回収団体に支給されます。支給月は、毎年2月、5月、8月、11月の年4回です。



# 集団回収Q&A



Q：区の回収とは違うの？

A：集団回収は団体による主体的な活動になります。

自主的な資源回収活動を支援する目的から、回収量に応じた報奨金が区より支給されます。

Q：回収にはいくらかかりますか？

A：業者により料金は様々ですが、当組合では無料で回収いたします。

Q：回収できる品目は何ですか？

A：古紙〔新聞・雑誌・雑がみ・段ボール〕と古着類になります。

Q：新規登録に必要な書類は？

A：○ 集団回収登録申請書 ○ 口座振替依頼書

○ 委任状（代表者と口座名義人が異なる場合に必要となります）

\* 当組合でご用意いたします。

Q：いつから始められますか？

A：登録証の発行後になります。具体的な開始日については回収業者との相談により決定します。



03-3910-1290



お気軽にお電話ください



## 当組合のサービス

 週一回の回収から対応いたします。（月一回よりも回収量の増加が見込まれます）

 本来団体で行う実績報告書・計量証明書の提出を代行いたします。  
（毎月区に提出する必要があります）

 マンションなどの集積所から資源搬出も行うことで、管理人様の負担が軽減いたします。

 回収作業における労力の提供は一切必要ありません。当組合ですべて行います。

 高齢者や搬出が困難な方はお気軽にご相談下さい。



# 集団回収が始まったら

資源回収実績報告書・計量伝票を区に提出します（提出期限は回収した月の翌月20日まで）

計量伝票の内容を実績報告書に記入する

実績報告書は3枚複写になっているので必要事項を記入し

- ①実績報告書3枚目（リサイクル清掃課提出用）に捺印の上
- ②計量証明書（計量伝票）を貼付してリサイクル清掃課に提出してください。

当組合で代行いたします！



※報奨金は実績報告書に基づいて支払われます。提出が遅れると報奨金が支払われなくなることがありますのでご注意ください。

代表者の変更などがあった時は…

代表者の氏名・代表者の住所・口座名義の変更など、登録内容に変更があったときは「活動団体代表者等変更届」の提出が必要です。

「活動団体代表者等変更届」に記入し、リサイクル清掃課へご送付ください。  
また、口座情報の変更についても、「口座振替依頼書」の提出が必要となります。

